

薬局機能強化部会の開催状況について

1 令和3年度薬局機能強化部会

(1) 日 時 令和4年1月13日(木) 午後6時から午後7時5分まで

(2) 場 所 秋田県庁議会棟2階 特別会議室

(3) 出席者

所 属	職 名	氏 名	備 考
秋田県医師会	副会長	伊藤 伸一	委員
秋田県医師会	常任理事	五十嵐 知規	委員
秋田県薬剤師会	専務理事	安田 哲弘	委員(部会長)
秋田県地域包括・在宅介護支援センター協議会		畑江 澄子	専門委員
秋田市保健所	主席主査	庄司 学	専門委員

(4) 内 容

ア 法改正の概要、認定薬局の基準・手続きについて

イ 審議事項

- 地域連携薬局の認定基準の一部(居宅等における調剤等の実績)の取扱い
現時点では、施行規則本文どおり月平均2回以上実施の実績を要件としているが、今後も同様の認定基準を維持することとなった。

ウ 協議事項

- 認定が進まない原因となる問題点、課題について
 - ・ 専門医療機関連携薬局に関しては、現在がんについてのみだが、専門性の認定を受けた常勤薬剤師の配置という項目が特に難しいのではないかと。現在、認定を行っており、5年間又は連続した30日間、薬局の薬剤師が病院で研修を受ける必要があるが、一定期間、常勤薬剤師が研修の為に抜けるのは非常に難しい。また、研修を行う病院側については、研修を実施するために、各学会に認定された指導薬剤師が必要となる。研修する施設を広げないと、専門医療機関連携薬局を増やすのは難しいので、まずは指導薬剤師養成の方に力を入れていきたい。病院間で差はあるが、県内で満遍なく指導薬剤師がいるのが理想である。
 - ・ 地域連携薬局は、薬局のハブとなる薬局を作っていこうという認識。どのくらいの数が適切かは、今後考えていくべきこと。
専門医療機関連携薬局については、まずは大学病院近郊の薬局に取ってもらい、全県に情報提供したり連携を取っていくのが基本的な形になるのではないかと。
 - ・ 数として増やすより、形として増やす努力をするべきではないかと。
認定薬局制度の概念を広めていき、健康サポート薬局も同時に進め、県民に役立つような形で伸ばしていければ良いのではないかと。まずはこの制度を周知して理解してもらえよう努めることが大切。